

「ワイヤレスIoTの利活用者に係る検定試験に対する総務省後援の運用方針（案）」に関する意見及びその考え方
（令和2年6月24日～同年2年7月27日意見募集）

提出件数 6件（法人 1件、個人 5件）

No	意見提出者 （順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(一財)日本アマチュア無線振興協会	後援制度の創設について 総務省後援制度の創設については、民間検定の利活用に資するものであり、賛成します。 なお、方針案の細目についての修正等意見は、以下のとおりです。	頂いたご意見については、本改定案への賛同意見として承ります。	無
		2. 検定試験に対する総務省後援の運用方針 (1) 検定試験の主催者 ア ・「公益財団等に準ずる団体」には、他の要件に合致すれば営利を目的としない一般財団法人も含まれることを明確化されたい。	公益財団等の「等」には、営利を目的としない一般財団法人も含んでいます。	無
		(2) 検定試験の内容 イ ・原案の総花的な内容だけでなく、電波利用に係る特定の知識・技能の検定試験も対象として追加されたい。	検定試験は、ワイヤレスIoTを利活用するための基礎知識や能力を有していることを認定するためのものであり、特定の項目に偏った知識等の習得を求めるものではありません。	無
		(2) 検定試験の内容 ウ ・各主催者が制定する任意資格となるため、そのレベルの統一等のために、総務省において、承認の基準となる各内容についての必要な知識細目・レベル等のガイドラインを別途策定・公表されたい。 ・資格の更新制には賛成する。ただし、資格期間の設定は、検定内容により例えば5年以内で主催者が任意に設定できるものとされたい。	・現段階では、必要な知識細目・レベルの更なる詳細化は考えていません。 ・資格の有効期間は検定試験実施者において検討されるべきものと考えています。	無
		3. 検定試験に対する総務省後援の手続き (2) 承認 ・後援の承認単位は、その都度でなく、内容に変更がない場合は最初の承認が5年程度継続する扱いとされたい。	最新の状況（検定試験の内容等）を把握する必要があるため、その都度、総務省後援の承認に係る審査を行います。	無
		(3) 結果報告 ・年に複数回実施される検定試験の場合は、結果報告をその都度でなく年度毎にするなど主催者に負担のない制度とされたい。	総務省後援を受けた検定試験の最新の実施状況を把握する必要があるため、検定終了後の報告を求めています。	無

2	個人	<p>「1. 検定試験に対する総務省後援の理由」中、「検定試験は、ユーザ企業等を対象に」とありますが、ユーザ一企業等の従業員や、これらに就職を希望する者の自己研鑽にも活用が広がるようお願いいたします。</p> <p>「ワイヤレス IoT を活用するために必要な一定の知識を有する者の育成」とありますが、ユーザー企業等における育成対象（経営層、管理層、ワイヤレスIoT導入計画者、現場育成担当者、一般ユーザー、などの区分から適当なもの）をイメージできるよう例示を示していただいた方が、資格の普及につながると考えます。</p>	頂いた御意見は参考として承ります。	無
		<p>主語が「検定試験」となっていますが、検定試験合格で得られる認定資格についても後援が含まれるのかを明確にさせていただいた方がよいと考えます。</p>	総務省の後援対象は「検定試験」に対するものであり、「認定資格」に対するものではありません。	無
		<p>「ウ 検定試験により認定された資格」とありますが、法令に根拠を有さないのでは名称独占は難しいと考えますが、更新制とすることからも、登録商標の活用などにより資格名称使用の適正化を推奨されることが望ましいと考えます。</p> <p>資格保有者の更新負担軽減の観点から、更新期間の目安を、短期過ぎず長期過ぎず（2～5年程度）で明確にさせていただいた方がよいと考えます。</p>	資格の名称及び資格の有効期間は、検定試験実施者において検討されるべきものであるため、頂いた御意見は参考として承ります。	無
		<p>「カ 営利を主たる目的とせず、検定試験に係る料金は、利益を上げないことを前提として、適正な原価に基づき算定されたものであること。」とありますが、更新に係る料金についても同様であるべきことを明確にさせていただいた方がよいと考えます。なお、特に更新にあたっては、資格保有者の負担軽減の観点から、就業先や自宅等においてeラーニングで更新に必要なカリキュラムが修了できるよう主催者に求めていただくようお願いいたします。</p>	御指摘を踏まえ、資格の更新に係る料金についても、「利益を上げないことを前提として、適正な原価に基づき算定されたものであること」と修正いたします。	有
		<p>主催者に対して、検定試験のための標準テキストを公表（有料とする場合には、難易度が同等な他の資格テキストの売価と同程度で頒布）するよう明示いただいた方がよいと考えます。なお、主催者又は関係者が開催する事前の有料講習会受講者等のみが検定試験において便宜を得られるようなことにならないようお願いいたします。</p>	検定試験のためのテキスト作成等については、検定試験実施者において検討されるべきものであるため、頂いた御意見は参考として承ります。	無
3	個人	<p>* 総論として、この検定・認定制度は義務的なものでしょうか？ そうであれば電波法の改正が必要です。今回のパブリックコメントはそれを前提としたたたき台との位置づけと理解していますが、確認します。</p>	義務的なものではありません。	無
		<p>* 前文及び1について、「ユーザ企業等」、即ち法人（個人事業者はこの際考えない）に対して検定試験を実施して認定を与える、という制度設計がいまいち理解できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定試験を実施する際に受験する対象者はその法人におけるワイヤレスIoT活用事業の総責任者（役員等）であるというのであればともかく、実際は法人等の従業員等が受験するものと考えます。この場合、合格した場合にその結果は法人等への認定という形で法人等に帰属することになり、従業員たる個人のスキルは全く反映されず無視されることとなり、公平とはいえません。 ・ 検定試験を受験した従業員がなんらかの理由で離職した場合、理屈の上ではその離職の翌日から当該法人等への認定は失効することとなります。 ・ 既にスキルを有する者個人に対する検定が用意・実施されないとその者のスキル評価がなされないこととなり、将来的な雇用機会が正当に得られなくなり、不公平、不相当であると考えます。 ・ 一度認定を受けた法人等の認定期限が迫り且つ認定を受けた際の従業員等が不在である場合、スキルを満足する者を臨時に雇用して認定試験を受験させるなどといった不正が生ずる恐れがあります。 <p>については、認定試験の対象者はユーザ企業等たる法人ではなく個人であるべきで、認定を受けた者（個人）を事業規模に応じて配置・選任して事業者としての認定を受ける形が適当と考えます。</p>	<p>検定試験により認定された資格は、法人ではなく、個人に与えられます。</p> <p>なお、検定試験の目的に「ユーザ企業等（これまで電波利用システムの構築や運用経験がなかった自治体や企業といった新規ユーザ等）を対象にワイヤレス IoT を活用するために必要な一定の知識を有する者の育成」と記載しているとおり、法人ではなく、ワイヤレス IoT の利活用者を育成するものです。</p>	無

	<p>* 2(1) アについて、「これらに準ずる団体」に特定非営利活動法人を追加明記願います。</p> <p>* 2(2) イについて、ある一定寡占状態にあるシステムに比重を置く事は致し方ない部分もあると考えます。ここでは指摘に留めますが、ご配慮をお願いします。</p> <p>* 2(2) ウについて、更新制とするのではなく、「〇年度認定」とし有効期間を予め設定しておく形にすべきと考えます。仮に更新制で有効期間が5年とした場合、5年目で更新試験を受験して不合格となった場合、即ち認定は失効することとなります。有効期間に縛られず早期に受験出来ることで最新技術動向へのアップデートを促すことにも繋がります。また、先に述べた「従業員個人が認定を受け事業者がその者を選任することで事業者としての認定を受ける」形式と緩やかに整合が取れます(余剰に選任する事で仮に一部が有効期間内に新たな認定を受けられなかった場合の緩衝となります)。</p> <p>* 2(2) エについて、全国を対象とする必要性はないと考えます。検定機関の認定を全国を対象に限定とすることで、事実上認定機関は一機関に限定されることとなり、2(2)イの「特定のワイヤレスIoTシステムの知識等を問うものでない」ことの担保とはなりません。認定事業は複数の機関による競争によってなされるべきで、そのためには全国を対象とする事は参入障壁となります。関連して、3(1)の申請のうち申請書の提出(受理)及び形式審査を地方総合通信局長に委任するのが適当と考えます。</p> <p>* 2(2) クについて、おそらく今爾社会問題となっている新型コロナウイルスを意識してのものと思料しますが、常識的に社会通念上必要十分な措置が講じられていれば足りるので、本項目は不要と考えます。仮にこの項目を組み入れるならば、審査基準にこの要件(例えば緊急事態時の脱出避難経路等の会場ごとの設定など)を盛り込む必要があり、事務手続きが煩雑になるのではと懸念します。</p> <p>* 3(3)の報告について、この認定制度を電波法上の義務的なものとするのであれば合格者名簿の提出も求めるべきです。また、収支の報告は試験ごとに関わらず年度内に一定回数以上試験を実施する場合には予め当該年度の実施計画を提出する事で収支決算は年度毎の報告とするのが適当と考えます。</p> <p>* 本検定については、無線従事者資格のうち総合無線通信士、陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士については認定のための講習を受講する事で無試験で認定を受けたとみなすようご検討願います。</p>	<p>頂いた御意見は参考として承ります。</p>	無	
		<p>本検定試験は、ユーザ企業等を対象にワイヤレス IoT を活用するために必要な一定の知識を有する者の育成を目的として行われるものであり、無線従事者国家試験とは習得すべき知識が異なることから、講習を受講することで本検定試験の合格者と見なすことは出来ません。</p>	無	
4	個人	<p>ワイヤレスIoTは、無線技術のみならず、光津伸技術利用したLi-Fi等やクラウドIoTも視野に入れるべきものとなります。無線技術のみに絞ったIoT技術のみを検定する事は、今後の産業発展に寄与しないものとなります。</p> <p>早期退職者の再就職先を公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体にするのは、好ましくないと考えます。</p> <p>総務省職員早期退職者の技術力や行政能力等を活かすのであれば、国際機関の職員になる道も沢山あるかと思えます。</p> <p>国際的レベルと同等レベルの検定試験を導入するのであれば賛成ですが、日本国内でのみしか通用しない検定試</p>	<p>検定試験の内容の中には「ネットワークに関する基礎的な知識」も含まれており、無線だけでなく有線通信も出題の範囲になります。</p>	無
		<p>頂いた御意見は参考として承ります。</p>	無	

		<p>験であれば、省庁が後押しする必要はないかと思います。</p> <p>ユーザ企業等を対象にワイヤレスIoTを活用するために必要な一定の知識を有する者の育成及びは電波の有効利用の促進に資する事を目的とするのであれば、高等教育にて実施すべきかと思います。</p>		
5	個人	<p>こういうもので良くありがちな形骸化された運用にならないように</p> <p>例えば有資格者のマイナンバー登録義務化や各種申請登録にはマイナンバーカードを必要にするなど、悪意があれば簡単に誰でも申請登録が出来るような体制にしないことも重要だと思います。</p>	頂いた御意見は参考として承ります。	無
6	個人	<p>本施策に反対である。</p> <p>検定試験主催者に（間接的に）金をやるようなものであるが、その様な事を国が行う事はしなくてよい、すべきではないと考える。（なお、検定試験を受ける事についてユーザ企業等に後援を行うのも不適切であると考え。必要であれば自ら技術について習得し、検定も受けるはずであろうし、それについて国が支援する必要は無いと考える。）（ただし、地方公共団体においてはその費用が国から出されても良いのではないかとと思われるのであるが、しかしそれは地方自治における無線を用いる事務で必要だからそれをさせるために国が出すとなるようなものであって、あまり本件のような場合と同一視すべきではないと思われる。）</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>検定試験により認定された資格は、法人や地方公共団体ではなく、個人に与えられます。</p> <p>また、ICT人材の日米比較をすると、日本の場合、ベンダ企業側（提供者）に偏在し、ユーザ企業側（利活用者）が少ないことから、検定試験を通じて、利活用者の育成を行うものです。</p>	無

注 その他、案について全く言及しておらず、無関係と判断されるものが1件ありました。